

令和7年度 第3回 十日町市上下水道事業審議会 議事録

日 時 令和7年8月28日（火）14：45～17：04

会 場 十日町市役所防災庁舎 大会議室

【出席委員】小松俊哉委員（会長） ほか 10 名（学識経験者 5 名、利用者代表 6 名）

【事務局】 十日町市上下水道局上下水道課 8 名、有限責任監査法人トーマツ 2 名

【傍聴】 8 名

【報道機関】 なし

1 開会

- 審議会委員 12 名中 11 名が出席。審議会規定により本会議が成立することを報告

2 あいさつ

《上下水道局長》

前回の第2回審議会においては、下水道使用料を据え置く場合の経営状況と、改定する場合の目安となる2つのパターンを提示させていただいた。

委員の皆様からは、将来的に負の遺産を残さないためには改定すること自体はやむを得ないと多くの意見を頂戴した。一方で改定率については、市民負担に極力配慮すべきとの意見が大勢を占めたと捉えている。

本日は、これまでの議論のポイントについて改めて振り返るとともに、改定率について審議を深めていただきたい。また、直接の答申事項ではないが、下水道料金の体系に関する情報提供も予定をしており、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴したい。

3 報告事項

（1）第2回審議会での経過報告

- 説明資料

- ・【第2回十日町市上下水道事業審議会 議事録（ダイジェスト版）】
- ・【第2回十日町市上下水道事業審議会 議事録（全文版）】

- 説明要点

議事録を第2回審議会の経過報告に代えさせていただく。

(2) 第2回審議会での保留事項について

●説明資料

- ・【当日資料1：第2回審議会でのご意見に関する説明資料】

●説明要点

- ・十日町市下水道事業会計では、①公共下水道事業、②特定環境保全公共下水道事業、③農業集落排水事業、④特定地域生活排水事業、⑤個別排水処理事業、の5つの事業を運営している。
- ・改定率パターン①37.1%の場合で見ると、黒字事業となる①公共下水道事業と②特定環境保全公共下水道事業が、改定してもなお赤字事業である他3事業を支えている構図となっており、これが改定率を押し上げる要因となっているが、本市としてはどこに住んでいても同じ市民であり、生活環境の向上を一体的に図っていくという観点から、料金についても一体での検討をお願いしたい。
- ・十日町市の一般会計繰入金の種類・内容・金額について説明。いずれも最大限繰入れる方向で整理している。
- ・繰入金は経営に大きな影響を及ぼすものであるため、今後の国の制度改正等を注視し、こまめに検証を行いながら、将来の持続的経営を第一義に繰入方針などを定めていく。

●意見等

《A 委員》

前回、一般会計から正々堂々ともらえるお金を精査してくださいというお願いを差し上げたところ、今回のご説明をいただいた。基準内繰入金の算定方法は事務局がおっしゃったとおり、一部難しい点があり、解釈の違いもあることから、私的には一部疑義がある。ただそうは言うものの、一般会計からこれぐらい資金を投入しないと経営が成り立たない。さらには本日お示しいただいた、公共下水道事業の方で黒字を出して他の事業の赤字を支えていかないと、トータルとして事業が成り立たない。また、市民の負担の公平性を図るために、皆様に平等な負担を求めるという市のお考えについては尊重をさせていただきたいと思っている。

4 審議事項

(1) 改定率について

①これまでの審議の振り返り

●説明資料

- ・【資料1：これまでの審議の振り返り、ポイントの再整理】

●説明要点

- ・審議会での答申事項…①改定の必要性の有無、②改定率（適切な改定の程度）

（※①②以外の意見は附帯意見として取りまとめる）

- ・【大原則：独立採算】一般会計からの赤字補填に頼らず自活することが必要
⇒達成するための改定率案がパターン①の 37.1%
- ・【経過措置】独立採算が原則だが、住民負担へ配慮した設定とすることが可能
⇒ただし配慮にあたっては「経費回収率」等の目標水準にこだわる必要があり、
その中でも国庫補助金の要件となっている経費回収率 80%維持を達成するための
改定率案がパターン②の 24.5%

※パターン②は、パターン①に向けての段階的な意味合いもある。

- ・令和 8 年度～令和 12 年度に総事業費 62 億 3,100 万円（年平均 12 億 5,000 万円）の
改良更新が必要。下水道施設が次々と耐用年数を迎えている状況の中、老朽化対策、災
害対策、事故対策、経営効率化対策を、将来に渡る持続可能な事業運営のため、確実に
実施していく必要がある。
- ・令和 8 年度から赤字補填を受けない、なおかつ料金改定もしないという場合には、令和
9 年度に資金が枯渇する。
- ・料金改定をしない場合、令和 8 年度～令和 12 年度の収支不足合計は 12 億円となる。
- ・改定パターンごとに、留意項目（独立採算、経費回収率 80%、使用料で維持管理費を賄
えているか、運転資金 1 億円維持）が達成できているかを説明。
- ・改定パターンごと、排水水量区分ごとの値上がりイメージを説明。
- ・委員の皆様からは、改定はやむを得ないとの意見が多数である一方、急激な市民負担増
を憂慮する意見も多数いただいている。

●意見等

特になし

②他自治体との比較について

●説明資料

- ・【資料 2：第 3 回十日町市上下水道事業審議会資料】

●説明要点

- ・一般的に下水道使用料は、人口密度と汚水処理人口普及率に大きく影響を受ける。

(人口密度が低いほど、下水道を長く引くためにコストが大きくなり、使用料が高くなる傾向がある。)

- ・十日町市の使用料単価 169.7 円は県内他市町村平均 171.0 円をやや下回っている
- ・人口密度が近い前後の自治体と比較すると、十日町市は低い単価になっている。
(胎内市[103.3] : 188.5 円、南魚沼市[90.6] : 183.3 円、十日町市[79.5] : 169.7 円、妙高市[64.6] : 198.1 円、佐渡市[56.0] : 216.7 円)
- ・地域性により全国的に見ても新潟県の下水道使用料は高い水準にある (全国 10 番以内)
- ・県内の下水道使用料改定の動向について説明

●意見等

特になし

③答申(案)の作成に向けた意見の整理

●説明資料

- ・【資料 3 : 答申(案)作成に向けた意見の整理】

●説明要点

- ・答申(案)作成に向けた意見等の確認

●意見等

《B 委員》

改定率について、独立採算性を取るかと取らないかということが出てくるが、何も知らない私たちから見ると、なぜ独立採算性を目指すのか。今までは独立採算性ではない運営をしていたにも関わらず、今後はなぜそれを目指しているのかというところを教えてほしい。

また、各自治体で経費回収率が 80%という数字を満たしていないにも関わらず補助金をもらったりと、その辺の仕組みもよくわからないまま、どの辺を目指すのがいいのかということがよくわからない。

もう一つ、資料 1 の 10 ページの「改定率の比較と値上イメージ」で、②負担軽減パターンの赤字補填額が据え置きパターンに対して、平均 8 千万円と非常に低い値になっている。この辺が今の現状とまた大きく変わっているのは、どのような試算から出ているのかを教えてほしい。

《事務局》

まず、独立採算をなぜ目指さなければならないというところだが、資料 1 の 5 ページをご覧いただくと、独立採算が大原則ということで、私どもが勝手に決めていることではなく、地方財政

法や地方公営企業法で目指すことと定められている。それでなくとも当然、将来的に下水道事業を円滑に持続可能な形で進めていくためには、赤字補填に頼らずに使用者の負担で回していかなければいけない。赤字補填をもらいながらやればいいのかという話も、当然分かる部分もあるが、その赤字補填も市民の税金であり、下水道を使っていない方の税金もそこに含まれるということになってしまうため、基本的には下水道事業は下水道を使っている方からご負担いただくものであるということが、この法律の建て付けであり、事務局としては当然この法律に則った形で運営を目指さなければいけない。

次に、経費回収率 80%については、国が言及してきたのが令和 2 年から 3 年ぐらいのことで、それまでは各自治体が、ある意味自分たちの判断の中で自由にやっていた現状があった。そして令和 2 年度から、国が半強制的に地方公営企業化を進めて、独立して経営を考えなさいということで、今ではほとんどの自治体が地方公営企業化している。したがって、経費回収率 80%という目標が設けられたのは、概ねそのぐらいを境にしてということで、どこの自治体もそういう状況があるがゆえに、改定を盛んに行っているという状況である。

それから、赤字補填については、今後必要となる建設改良更新の費用を確保するために、どうしても使用料収入の確保もついて回る。それから、今は運転資金約 5 億円を手元に置きながら安全運転をしているが、そこをまず最低限の 1 億円まで減額させて料金改定を抑える方向の動きを取ろうと考えている。その結果、負担軽減のパターンを取ったとしても、平均 8 千万円ぐらいの赤字補填をいただければやっていけるという状況である。

《B 委員》

今回我々がこの審議をするにあたって、独立採算性を取るのか取らないのかというのは、市全体の審議みたいな話ではなくて、やはりこの審議会ですどちらを選ぶのかということを考えていくことになるのか。

《事務局》

料金改定をする場合は、最終的に議会で議決をいただく必要があるため、最終的に判断するのは議会ということになる。それに対して私どもがどういう条例改正案を上げていくかの参考にするために、審議会から答申をいただきたいということである。よって、あくまで審議会がこう言ったから必ずそうなるというわけではなく、方向性を定めていただきたいということである。

《C 委員》

確認だが、資料 1 の 10 ページの赤字補填について、経費回収率 80%をクリアするためには赤字補填平均 8 千万円というのが必要ということによろしいか。

《事務局》

その通りである。

《C 委員》

それでは、赤字補填は例えば、据え置きパターンの平均 2 億 7 千 5 百万円と②負担軽減パターンの平均 8 千万円の間あたりの 1 億 6 千万円とか、そういう数字にはできるのか。

《事務局》

80%に今どうしてもこだわらなくてもいいんじゃないかというご意見があればまた話は異なるが、事務局としては経費回収率 80%にはこだわりたい。そこにこだわる中で赤字補填をさらに増やして改定率を抑えていくということは技術的には可能である。

《D 委員》

負担をなるべく少なくするということで、据え置き、独立採算、負担軽減という 3 パターンがあるが、やはり今の改定率とかの説明を聞いていると、据え置きはもうダメだと思う。今日下水処理センターを見学させていただいたが、まだ耐震ができてないところもある。市として何を最も優先的に予算をつけるかというところで、私はやっぱり上下水道がなくなれば市全体がダメになるのではないかなと感じた。施設を全部回ってみたが、まだ 10 年経っても耐震ができてない部分があった。自分の家でイメージすると、ヒビが入っているところは、もう一度地震が来るとボロボロでやられてしまう。したがって、上下水道の施設もなんとか最優先的に予算をもらって、やらなきゃダメなんじゃないかなと思っている。そのためにはやはり、据置パターンはダメだけど、①独立採算パターンは無理だろうな、②負担軽減パターンなんだろうなと感じている。

《E 委員》

パターンからすれば、家庭あるいは事業所のシミュレーションを見ると、なかなか特に企業がこの負担に耐えられるのかなという心配を強く持っており、できる限りこの負担の軽減を図っていただきたいと思っている。経費回収率にこだわるとどうしても 24.5%値上げせざるを得ないということだが、令和 12 年までの推移を見ると、平均で 85.4%そして令和 12 年度に 80.0%になるということで、例えば前回の審議会で意見があったように、段階的改定などで急激な使用料の値上げをなんとか少しでも回避できるような方向性を提示していただき、模索していただきたい。

《事務局》

段階的な改定の可能性については、次第の一番最後で資料を使って説明させていただく。

《E 委員》

先ほど事務局から、国の政策制度によって、この経費回収率という概念が出てきたということであるし、次の制度改正によって、下水道料金もかなり変わるのではないかという期待をもっている。その時にはまた柔軟に料金の方も見直していただきたい。

《事務局》

国の下水道事業関係の関わり方というところは、下水道協会様などで情報をお持ちかと思うが、先ほど説明した基準内繰入の考え方も国の方で検討しているということであり、地方への財政措置も良い方に向かってくれればと期待している。

料金算定期間を4年間と定めたのは、そうやってこまめに見直しをかけ、その時々に合わせて最適な使用料のあり方を検討していきたいという部分もある。今後は水道料金も含め、こまめな検証、こまめな改定の検討をしていきたい。

《F 委員》

下水道というと、自分が使っている公共下水道というイメージしかなかったが、今日の資料を見ると、実は公共下水道は黒字であって、他の特定地域生活排水処理が赤字が大きいといった、市全体のやはり大きな問題だということを認識することができた。

その中で改定率はどれくらいかというのは、やはり街中に住んでいることと事業をやっていることから、値上がりについては非常に懸念している。特に事業をやる上で大きな影響が出ると感じている。

先ほど話があったが、経費回収率などのように国の方針でいろいろ決まる中で、このような下水道の問題は全国的な問題だと思うので、今後国の方針等もいろいろ変わってくる可能性があると思う。

そういった意味で一度値上げをしてしまうと、なかなか下げるわけにはいかなくなってしまうので、値上げについては非常に慎重に行ってもらいたい。そのため、上限付きで改定率を明記しない方針が望ましいし、その上で市の考え方も含めて、市がどれくらい赤字補填をするのかということも含めて議論をしてもらいたい。

《G 委員》

もう合併して20年も経って一度も料金改定が行われていないわけであるし、十日町市はものすごく範囲が広いことから、経費がものすごくかかっていると思う。今はやはり物価が上がっている時なので、本当はあげない方がいいが、他が上がっているのと同時に上げるのも、また一つ良いのではないかと考えている。

《H 委員》

私もやはり改定は必要だと思う。理想はパターン①の赤字補填の解消だと思うが、今の状況でやはり皆さんから納得いただけるのは、1 回の値上げ率は 20%以下ではないかと思っている。私たちとしては負担が一気に上がるというのはとても困る。市内の企業も市民にとってはやはり大事な雇用の場所でもあり、そういう方々に大きな負担になることは、回り回って市民生活にも返ってくると思うので、できるだけ段階的な値上げのような形で、負担も少ない方が良くかと思っている。

《I 委員》

私も②負担軽減の方で賛成だが、一度に上げてしまうと、企業だと 24.5%の値上げは、何十万というものすごい値上げもあり得る。企業になると、1 年後の仕事も値段を決めていくという段階に入っている中で、何十万が毎月毎月となると、事業の雇用や売り上げにも大打撃があると思うので、例えば初めが 20%なら 5%ずつ 1 年ごとに上げていくとか、そういう感じで最終的に独立採算型の 37.1%に近づけていくようなやり方をした方が、皆さんも心の準備ができるのではないかと思う。

《J 委員》

改定の水準については、現時点で事務局が導き出した最適解ということを経験とすると、私としては理想はやはりパターン①を目指すべきだろうと思う。ただ、皆さんおっしゃるように急激な負担の増を考慮して、段階的にどう値上げするかは意見を尊重した形で、落としどころを探っていくのが良いかと思っている。

もう一つ、答申の表現については、基本的には何パーセントという数字があるとよりどころになると思っている。ただ、逆に数字を書いてしまうと、それに縛られてしまうことも考えられるため、例えば「何パーセントを目安に」「何パーセントを目指して」「段階的に」とかいう表現にはなるかと思うが、後ほど事務局の方である程度裁量的に数字を調整できる部分を残した方がいと思っています。

《K 委員》

改定の必要性はやっていかないといけないという中で、目指すべきところはやはり独立採算の 37.1%になると思うが、そこにどうやって結びつけていくかというところを議論していかなければいけないと思っている。

一つ、資料 1 の 10 ページ「改定率の比較と値上イメージ」のところで、例として家庭（小）から事業所⑤までの 8 区分の値上がり額のイメージの表があるが、それぞれがどの程度の割合になっているのか教えていただきたい。こういう言い方をするとちょっと語弊があるかもしれないが、家庭の部分については、改定率は当然同じ中で、使用料収入金額的にはさほどでもないようなイメージが数字として出てくるのではないかと思ってはいるが、事業所の大きなところ、この事業所⑤の部分になってくると、何十万という値上がり額が出てくる中で、この分布の割合がどんな形になっているのか知りたいのでお願いしたい。

《事務局》

今ほどの割合の話については、この後資料を使って解説するが、100 m³以上のお客様が全体の 1.0%、50 m³～100 m³が 2.3%、残りは 50 m³未満という状況である。

《L 委員》

今日下水処理施設を初めて見学させてもらったが、やはり資料で見るのと違って、実際自分の目で見ると、こういったところで自分たちの下水がきれいにされているのかと非常に勉強になったし、施設の老朽化ということが素人の私が見てもわかった。そのための改修費用がこれから出ていくことは仕方ないことだと感じた。あと人口減少による有収水量の減少で、どうしても料金改定は必要になってくると最初から考えていた。料金改定の程度は、改定しないということは考えられないと思っているし、独立採算ができるパターン①の 37.1%を目指したいところだが、今ほど委員の皆様からも意見があったとおり、いきなりそんなに値上げするのなかなか難しいため、答申の表現については、最終的には 37.1%まで持っていけるような表現にできればと思う。

《M 委員》

改定率は、公営企業における独立採算の原則を踏まえると、やはりパターン①の 37.1%があるべき改定率だと思う。パターン②については、一般会計からの赤字補填は永遠に保障されたものではないため、将来的に持続可能な下水道事業を目指すにはパターン①で独立採算を目指すのが理想だと思う。

続いて答申の表現については、審議会の趣旨を踏まえると、下水道事業の経営の観点からあるべき改定率を明確に提示すべきだと思う。お示しいただいている、上限付きの案については、これを上限と言ってしまうと間違った伝わり方をする可能性があり、あまり良くないと思う。改定率を明記しないものについては、審議会に求められている役割を踏まえると、これを明確に示すのが審議会の役割であるため、明記しないというのもどうかと思う。

《N 委員》

やはり独立採算が理想だと思うが、市民の負担を考えると②負担軽減が望ましいと思う。資料でもあった通り、十日町市は非常に人口密度が低いにも関わらず、これまで料金水準が低いということもあり、そういった点からも引き上げはやむを得ないと思う。ただ、料金の改定率を、一般家庭と事業所、それぞれについてどういうふうに考えるかということは、やはり市の経済的発展なども考えると、どちらかという事業所については改定率を高くしない、そういった方針の方が望ましいのではないかと考えている。

(2) 附帯意見について

①使用料体系の現状について

●説明資料

・【資料 2 : 第 3 回十日町市上下水道事業審議会資料】

●説明要点

- ・下水道使用料制度の概要、使用料体系の設定方法について説明
- ・十日町市の排水水量区画別の使用者数分布状況について説明
(50 m³未満使用者が 96.7%、50 m³～100 m³使用者が 2.3%、100 m³超使用者が 1.0%)
- ・十日町市の現状の使用料体系（基本料金、従量料金の逡増度など）が県内他団体と比較すると標準的な設定であることを説明
- ・十日町市の現状の基本料金と従量料金の収入割合が、日本下水道協会が示す「下水道使用料算定の基本的考え方」の固定費配賦例による算定から逸脱していないことを説明
⇒十日町市の現状の料金体系は一般的なものであると言える
- ・改定による料金体系表および値上がり額のイメージについて説明

●意見等

《O 委員》

逡増度に関してはできる限り緩くしていただきたいが、そうすると市民の皆様の負担増につながるため、そこは赤字補填になってしまうのかもしれないが、大口利用者やそれに準じるようなところは月 10 万円以上、年間で 120 万円から 130 万円の値上がりとなってしまうので、できる限り逡増度は緩やかになるようお願いしたい。

②段階的改定について

●説明資料

・【当日資料 2：段階的改定について】

●説明要点

- ・パターン①37.1%及びパターン②24.5%を2段階にする場合について説明
- ・維持管理費を使用料で賄うことと経費回収率 80%維持はクリアできるが、資金残高 1 億円をクリアできなくなる。
- ・資金残高 1 億円を維持するためには追加の赤字補填が必要となる。
⇒段階的な改定をするためには追加の赤字補填が必要である。

●意見等

《P 委員》

段階的改定ではなく、一気に改定率 24.5%の場合だと、赤字補填額の総額はいくらか。

《事務局》

2 段階にせずに一気に改定率 24.5%の場合の赤字補填額は約 4 億円である。それを 5 年間で割ると年平均 8 千万円となる。

《Q 委員》

基本は独立採算ということは十分承知しているが、今までの審議会の中で経費回収率 80%をクリアするということが大前提だと思っている。理想の改定率 37.1%はよく理解できるが、市民負担あるいは企業のかかなり強い経費負担の高さを考えると、経費回収率 80%が維持できるのであれば、パターン②24.5%の 2 段階でぜひお願いしたい。

5 その他

- 第 4 回上下水道事業審議会開催日時 令和 7 年 10 月 8 日（水）14：45～

【内容】

- ・答申（案）について
（事務局で素案を作成し事前送付する）